第18問　判決による登記に関する次のアからオまでの記述のうち，**正しいもの**の組合せは，後記１から５までのうち，どれか。

ア　Ａに対してＢへの所有権の移転の登記手続を命ずる判決が確定したものの，当該判決の確定後にＢが死亡し，ＣがＢを相続した場合には，Ｃは，当該判決について承継執行文の付与を受けなければ，単独でＡからＢへの所有権の移転の登記を申請することはできない。

イ　ＡからＢへの売買を原因とする所有権の移転の登記がされた後，Ａが死亡した場合において，当該売買が錯誤によって無効であることが判明したときは，Ａの共同相続人の一人であるＣは，単独で，Ｂに対する所有権の移転の登記の抹消の登記手続を命ずる確定判決を得て，当該所有権の移転の登記の抹消を申請することができる。

ウ　ＡからＢへの所有権の移転の登記手続をすることを内容とする仲裁判断につき確定した執行決定がある場合であっても，Ｂは，単独で当該所有権の移転の登記を申請することはできない。

エ　Ａ所有の不動産について，反対給付との引換えにＡからＢへの所有権の移転の登記手続をすることを内容とする和解調書に基づき，Ｂが単独で当該所有権の移転の登記を申請する場合には，当該和解調書に執行文の付与を受けなければならない。

オ　Ａに対してＢへの所有権の移転の登記手続を命ずる確定判決に基づき，Ｂが単独で当該所有権の移転の登記を書面申請の方法により申請する場合には，添付情報として提供する判決書の正本に当該判決の確定証明書及びＡへの送達証明書を添付しなければならない。

１　アウ　　２　アオ　　３　イウ　　４　イエ　　５　エオ

第19問　登記官の職権による登記の抹消に関する次のアからオまでの記述のうち，**正しいもの**の組合せは，後記１から５までのうち，どれか。

ア　滞納処分による差押えがされている不動産の公売処分がされ，当該公売処分による所有権の移転の登記がされた場合には，当該差押えの後に登記された抵当権の設定の登記は，登記官の職権により，抹消される。

イ　所有権の移転の登記請求権を保全するための処分禁止の仮処分の執行としての処分禁止の登記がされた不動産について，当該仮処分の債権者を登記権利者とし，当該仮処分の債務者を登記義務者とする所有権の移転の登記がされるとともに，仮処分に後れる登記が抹消される場合には，当該処分禁止の登記は，登記官の職権により，抹消される。

ウ　売買を登記原因とする所有権の移転の登記と同時にした買戻特約の登記がされている不動産について，買戻権の行使による所有権の移転の登記がされた場合には，当該買戻特約の登記の後にされた滞納処分に関する差押えの登記は，登記官の職権により，抹消される。

エ　個人である債務者に係る破産手続開始の登記がされている不動産について，破産管財人が裁判所の許可を得て任意売却し，その所有権の移転の登記がされた場合には，当該破産手続開始の登記は，登記官の職権により，抹消される。

オ　地上権の設定の登記請求権を保全するための処分禁止の仮処分の執行としての処分禁止の登記及び保全仮登記がされた不動産について，当該保全仮登記に基づく本登記がされた場合には，当該処分禁止の登記は，登記官の職権により，抹消される。

１　アイ　　２　アウ　　３　イオ　　４　ウエ　　５　エオ

第20問　登記記録に次のような記録(抜粋)がある甲土地について，乙区２番で抹消された乙区１番の根抵当権の設定の登記の回復を申請する場合(以下この申請を「本件申請」という。)に関する次のアからオまでの記述のうち，**正しいもの**の組合せは，後記１から５までのうち，どれか。

なお，租税特別措置法等の特例法による税の減免規定の適用は，ないものとする。

権利部(甲区)(所有権に関する事項)			
順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
1	所有権移転	平成19年8月1日 第1111号	原因　平成19年5月1日相続 所有者　A

権利部(乙区)(所有権以外の権利に関する事項)			
順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
1	根抵当権設定	平成20年1月11日 第222号	原因　平成20年1月11日設定 極度額　金2,000万円 根抵当権者　B
2	1番根抵当権抹消	平成25年2月1日 第333号	原因　平成25年2月1日解除
3	地上権設定	平成25年3月1日 第444号	原因　平成25年3月1日設定 地上権者　C

ア　乙区２番の抹消後に甲土地を買い受けたと主張するＤが現れたとしても，甲土地について，その旨のＡからＤへの所有権の移転の登記がされない限り，Ｄは，本件申請における登記義務者とはならない。

イ　登記権利者及び登記義務者が書面申請の方法により共同して本件申請をする場合には，登記義務者の印鑑に関する証明書を添付情報として提供することを要しない。

ウ　申請人は，本件申請の添付情報として，Ｃの承諾を証するＣが作成した情報又はＣに対抗することができる裁判があったことを証する情報を提供しなければならない。

エ　本件申請における登録免許税の額は，８万円となる。

オ　本件申請により根抵当権の設定の登記の回復がされるときは，乙区４番でその回復の登記がされるとともに，乙区５番で，当該設定の登記の受付番号等，抹消された当該設定の登記と同一の登記事項をもって，根抵当権の設定の登記がされる。

１　アイ　　２　アウ　　３　イオ　　４　ウエ　　５　エオ

第21問　登記記録に次のような記録(抜粋)がある甲土地について，後記１から５までの記述のうち，**第１欄に掲げる事由が生じた場合に，第２欄に掲げる登記原因及びその日付でXを登記権利者とする持分の移転の登記の申請をすることができるもの**は，どれか。

なお，当該持分の移転の登記の申請は，平成25年７月１日にされたものとする。

権利部(甲区)(所有権に関する事項)			
順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
1	所有権移転	平成12年１月５日 第55号	原因　平成12年１月５日売買 共有者　持分２分の１　A ２分の１　X
2	A持分全部移転	平成25年４月１日 第1000号	原因　平成25年３月31日売買 共有者　持分２分の１　B

	第１欄	第２欄
1	平成25年３月１日，Bは，Xとの間で，Xのために甲土地のAの持分をBが取得し，同年６月30日付けで取得した持分をXに移転することを内容とする委任契約を締結した。甲土地の甲区２番の登記は，当該委任契約に基づき，Xのために，Bの名でされたものである。	平成25年７月１日民法第646条第２項による移転
2	平成25年６月30日，Bは，Xとの間で，離婚に伴う財産分与とは別に，不法行為に基づく慰謝料及びその遅延損害金の支払に代えて甲土地のBの持分をXに移転することを約した。	平成25年７月１日代物弁済
3	Bは，被保佐人であるが，平成25年６月30日，保佐人Yの同意を得ずに，Xに対し，甲土地のBの持分を売却し，同年７月１日，当該売却につき，Yが同意した。	平成25年７月１日売買
4	平成25年７月１日，Bは，Xとの間で，Xを業務執行組合員とする民法上の組合契約を締結し，当該組合契約に基づく出資として，Xに甲土地のBの持分を移転した。	平成25年７月１日民法第667条第１項の出資
5	平成25年６月30日，Bは，その持分を放棄する旨の意思表示をし，同年７月１日，Xは，当該意思表示を了知した。	平成25年７月１日持分放棄

(参考)

民法

第646条　(略)

2　受任者は，委任者のために自己の名で取得した権利を委任者に移転しなければならない。

第667条　組合契約は，各当事者が出資をして共同の事業を営むことを約することによって，その効力を生ずる。

2　（略）

第22問　司法書士法務太郎は，甲土地の所有権の登記名義人であるＡと乙土地の地上権の登記名義人であるＢから，次のアからカまでの事情を聴取するとともに，聴取した事情に基づき，甲土地にＢを権利者とする用益権の設定の登記をしたいが，その登記をすることができるかどうかを教えてほしいとの相談を受けたことから，どのような用益権を設定すべきかについて検討した上，回答することとした。後記１から５までの回答のうち，司法書士法務太郎の回答として**正しいもの**は，どれか。

＜Ａ及びＢから聴取した事情＞

ア　甲土地の地目は雑種地であり，現在，Ａが駐車場として使用している。

イ　用益権の設定の契約及び当該用益権の設定の登記の申請は，ＡとＢが行う。

ウ　用益権の設定の目的は，Ｂにおいて，甲土地の東側１メートルの範囲に，乙土地上のＢ所有の設備から引いた地中電線路を埋設することにある。

エ　用益権は，甲土地の東側１メートルの範囲にのみ設定するものとし，当該用益権の設定のために分合筆等の甲土地についての表示に関する登記は，しない。

オ　用益権の存続期間は，50年とし，乙土地の地上権の存続期間内にとどめる。

カ　Ｂは，設定した用益権に基づく甲土地の使用収益の対価として，年１万円をＡに支払う。

1　「登記をすることができません。なぜなら，Ｂは，乙土地の所有権者ではないからです。」

2　「登記をすることができません。なぜなら，甲土地の一部に対する用益権の設定となるからです。」

3　「登記をすることができます。その際，用益権の設定の目的は，登記事項とはなりません。」

4　「登記をすることができます。その際，『存続期間　50年』を登記事項とすることができます。」

5　「登記をすることができます。その際，Ｂの住所は，登記事項とはなりません。」

第23問　次の１から５までの記述のうち，第１欄の各登記を申請する場合において，第２欄の①及び②の各事項が**いずれも当該登記の登記事項であるもの**は，どれか。

	第１欄	第２欄
1	地上権の設定	①地代又はその支払時期の定めがあるときは，その定め ②地上権の譲渡を禁止する旨の定めがあるときは，その定め
2	不動産工事の先取特権の保存	①債務者の氏名又は名称及び住所 ②利息に関する定めがあるときは，その定め
3	質権の設定	①存続期間の定めがあるときは，その定め ②質権の目的である不動産の用法に従い，その使用及び収益をすることができる旨の定めがあるときは，その定め
4	抵当権の設定	①債権に付した条件があるときは，その条件 ②抵当権の消滅に関する定めがあるときは，その定め
5	採石権の設定	①採石権の譲渡を禁止する旨の定めがあるときは，その定め ②採石権の内容又は採石料若しくはその支払時期の定めがあるときは，その定め

第24問　登記記録に次のような記録(抜粋)がある甲土地について，抵当権の登記の申請がされる場合に関する次のアからオまでの記述のうち，**正しいもの**の組合せは，後記１から５までのうち，どれか。

権利部(甲区)(所有権に関する事項)			
順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
1	所有権移転	平成24年9月20日 第9000号	原因　平成24年9月20日売買 所有者　A
2	所有権一部移転	平成25年1月8日 第100号	原因　平成25年1月8日贈与 共有者　持分2分の1　B

権利部(乙区)(所有権以外の権利に関する事項)			
順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
1	抵当権設定	平成24年9月20日 第9001号	原因　平成24年9月20日金銭消費貸借同日設定 債権額　金2,000万円 利息　年1·5％ 損害金　年14·5％ 債務者　C 抵当権者　D
2	抵当権設定	平成25年6月28日 第6000号	原因　平成25年6月28日金銭消費貸借同日設定 債権額　金1,000万円 利息　年2％ 損害金　年14·5% 連帯債務者　A B 抵当権者　E

ア　DがBの持分に対する抵当権を放棄した場合には，A及びBを登記権利者とし，Dを登記義務者として，乙区１番の抵当権をA持分の抵当権とする変更の登記を申請することができる。

イ　Cが死亡し，Cの相続人であるX及びY間において，遺産分割協議によりXがDの承認を得てCの債務を単独で引き受けた場合には，相続を登記原因として，Xを債務者とする乙区１番の抵当権の変更の登記を申請することができる。

ウ　乙区１番の抵当権の設定の登記を申請する際，損害金の定めとして，「年14.5％(年365日の日割計算)」とするところを誤って「年14.5％」と申請していた場合には，Eの承諾を証するEが作成した情報又はEに対抗することができる裁判があったことを証する情報を提供しなければ，乙区１番の抵当権の更正の登記を申請することができない。

エ　Ａ及びＢがＥに対して甲土地を代物弁済したことによりＥを登記権利者とする共有者全員持分全部移転の登記をした場合には，Ｅは，代物弁済を登記原因として，乙区２番の抵当権の登記の抹消を申請することができる。

オ　Ａ及びＢがＥに対して甲土地に譲渡担保権を設定したことによりＥを登記権利者とする共有者全員持分全部移転の登記をした場合には，Ｅは，混同を登記原因として，乙区２番の抵当権の登記の抹消を申請することができる。

1　アエ　　2　アオ　　3　イウ　　4　イエ　　5　ウオ

第25問　A株式会社(以下「A社」という。)を吸収分割株式会社とし，B株式会社(以下「B社」という。)を吸収分割承継株式会社とする吸収分割があった場合における抵当権又は根抵当権の登記に関する次のアからオまでの記述のうち，**誤っているもの**の組合せは，後記1から5までのうち，どれか。

ア　A社を抵当権者とする抵当権について，会社分割を登記原因とするB社への抵当権の移転の登記を申請するときは，登記原因証明情報として，会社分割の記載があるB社の登記事項証明書を提供すれば，分割契約書を提供することを要しない。

イ　A社を抵当権者とする抵当権について，会社分割を登記原因とするB社への抵当権の移転の登記を申請するときは，当該抵当権の設定の登記の際に通知された登記識別情報を提供しなければならない。

ウ　A社を根抵当権者とする元本の確定前の根抵当権について，吸収分割契約においてB社を当該根抵当権の根抵当権者と定めたときは，分割契約書を提供すれば，会社分割を登記原因として，根抵当権者をB社のみとする根抵当権の移転の登記を申請することができる。

エ　A社を債務者とする抵当権について，吸収分割契約においてB社が当該抵当権の被担保債務を承継する旨を定めなかったときは，会社分割による債務者の変更の登記を申請することを要しない。

オ　A社を債務者とする元本の確定前の根抵当権について，B社に対して根抵当権者が吸収分割前から有する債権を当該根抵当権の被担保債権とするときは，会社分割を登記原因とする債務者の変更の登記の後，債権の範囲の変更の登記を申請しなければならない。

1　アウ　　2　アエ　　3　イウ　　4　イオ　　5　エオ

第26問　仮登記に関する次のアからオまでの記述のうち，**正しいもの**の組合せは，後記１から５までのうち，どれか。

ア　仮登記の登記義務者の住所地を管轄する地方裁判所は，仮登記の登記権利者の申立てにより，仮登記を命ずる処分をすることができる。

イ　仮登記の登記権利者が書面申請の方法により単独で仮登記を申請する場合には，当該登記権利者が登記手続をすることについて仮登記の登記義務者が承諾する旨の条項がある公正証書の正本を申請書に添付したとしても，当該登記義務者の印鑑に関する証明書を添付しなければならない。

ウ　所有権移転請求権保全の仮登記のされた請求権の一部が移転した場合において，当該仮登記に基づく本登記は，仮登記の登記権利者のうちの一人から申請することができる。

エ　代物弁済の予約を仮登記原因とする所有権移転請求権保全の仮登記の本登記の申請は，非金銭債務を担保するためにされたものであることを証する情報を提供すれば，登記原因の日付が仮登記原因の日付として登記されている日から２か月の期間の経過後の日でなくても，することができる。

オ　抵当権の設定の登記について当該抵当権の放棄による抹消の仮登記がされた後，債権譲渡による当該抵当権の移転の登記がされている場合には，当該抵当権の譲受人を登記義務者として，当該仮登記に基づく本登記を申請することができる。

１　アイ　　２　アウ　　３　イオ　　４　ウエ　　５　エオ

第27問　甲土地（不動産の価額100万円）について，次のアからオまでの第1欄の各登記の申請をする場合の登録免許税の金額として，第2欄の金額が**正しいもの**の組合せは，後記1から5までのうち，どれか。

なお，租税特別措置法等の特例法による税の減免規定の適用はないものとし，また，当該申請は，登録免許税額が最も低額となるように申請するものとする。

	第1欄	第2欄
ア	敷地権の目的が甲土地の所有権のみであるA所有の敷地権付き区分建物について，順位1番と順位2番でそれぞれ登記された各抵当権間の順位の変更の登記	4,000円
イ	Aの持分にのみ債権額100万円の抵当権の設定の登記がされているA及びBが共有する甲土地について，AがBの持分の全部を取得し，その移転の登記がされた場合において，当該抵当権の効力を甲土地の所有権全部に及ぼす変更の登記	1,000円
ウ	Aを抵当権者とする順位1番の抵当権の設定の登記と，Aを抵当権者とする順位2番の抵当権の設定の登記がされている甲土地について，同一の登記原因によってする順位1番及び順位2番の各抵当権の登記の抹消	2,000円
エ	AからBへの贈与を登記原因とする持分2分の1の所有権の一部移転の登記がされている甲土地について，当該登記を所有権全部の移転の登記とする更正の登記	1,000円
オ	Aを賃借権者とする賃借権の設定の登記がされている甲土地について，Aが甲土地を相続により取得した場合にする相続を登記原因とするAへの所有権の移転の登記	2,000円

1　アウ　　2　アオ　　3　イエ　　4　イオ　　5　ウエ

13:25～

第28問　本店(外国会社にあっては，日本における営業所)の所在地においてする登記をすべき期間に関する次のアからオまでの記述のうち，**正しいもの**は，幾つあるか。

ア　株式会社の監査役の選任決議がされた場合において，その前日に，被選任者が当該選任決議がされることを条件としてあらかじめその就任を承諾していたときは，当該承諾の日から２週間以内に監査役の就任による変更の登記をしなければならない。

イ　取締役会設置会社において，定款変更を伴わない本店移転に当たり，現実の移転をした日の後に，本店移転をする旨の取締役会決議があった場合には，当該取締役会決議の日から２週間以内に本店移転の登記をしなければならない。

ウ　事業譲渡の譲受会社が譲渡会社の商号を引き続き使用する場合において，譲受会社が譲渡会社の事業によって生じた債務を弁済する責任を負わないためには，当該譲受会社は，当該事業を譲り受けた日から１か月以内に免責の登記をしなければならない。

エ　合同会社を設立する場合には，社員になろうとする者の全ての出資の履行があった日又は社員になろうとする者が定めた日のいずれか遅い日から２週間以内に設立の登記をしなければならない。

オ　外国会社の商号の変更が本国である外国において生じたときは，その生じた日から３週間以内に，商号変更の登記をしなければならない。

1　１個　　2　２個　　3　３個　　4　４個　　5　５個

第29問　次の対話は，株式会社(委員会設置会社を除く。)の設立の登記の申請書に添付すべき書面のうち，出資の履行に関する書面(以下「出資履行書面」という。)に関する司法書士と補助者との間の対話である。司法書士の質問に対する次のアからオまでの補助者の解答のうち，**適切でないもの**の組合せは，後記１から５までのうち，どれか。

司法書士：　払込取扱機関における預金口座に入金の記録のある預金通帳の写しを合てつした設立時代表取締役の作成に係る払込取扱金融機関に払い込まれた金銭を証明する書面(以下「合てつ書面」という。)は，発起設立と募集設立のいずれの場合でも，出資履行書面とすることができますか。

補助者：ア　発起設立の場合には，合てつ書面を出資履行書面とすることができますが，募集設立の場合には，合てつ書面を出資履行書面とすることはできません。

司法書士：　それでは，合てつ書面における預金通帳の写しに記録されている預金口座への入金の日付が，定款の作成日後，その認証日より前のものである場合には，当該合てつ書面は，出資履行書面とすることができますか。

補助者：イ　定款は公証人の認証を受けなければ効力が生じませんので，当該預金口座への入金の日付が定款の認証日より前のものである場合には，当該合てつ書面は，出資履行書面とすることができません。

司法書士：　合てつ書面における預金通帳の写しに係る預金口座が設立時代表取締役名義のものであっても，当該合てつ書面は，出資履行書面とすることができますか。

補助者：ウ　合てつ書面における預金通帳の写しに係る預金口座は，設立中の会社を代表する発起人の名義のものでなければならず，当該設立時代表取締役が発起人でない場合には，当該設立時代表取締役の名義の預金通帳の写しに係る当該合てつ書面は，出資履行書面とすることができません。

司法書士：　次に，払込金額が1,000万円とされている場合について考えてみましょう。合てつ書面における預金通帳の写しには，預金口座の現在残高としては1,000万円の記録があるものの，預金通帳の繰越しがされ，入金の記録を合算しても，900万円分しかないとします。このような場合には，当該合てつ書面は，出資履行書面とすることができますか。

補助者：エ　合てつ書面における預金通帳の写しは，当該預金口座に1,000万円が払い込まれた事実が明らかとなるものでなければなりませんので，当該写しにおいて1,000万円に相当する金額の入金の記録の一部が欠落している場合に

は，当該合てつ書面は，出資履行書面とすることができません。

司法書士：　それでは，合てつ書面における預金通帳の写しには，払込金額である1,000万円に相当する金額の入金の記録はあるものの，設立の登記の申請の前日に100万円の出金記録があるため，当該預金口座の現在残高としては900万円の記録しかないとします。このような場合には，当該合てつ書面は，出資履行書面とすることができますか。

補助者：オ　合てつ書面における預金通帳の写しは，払込金額である1,000万円に相当する金額の入金の記録があるものであれば，引き出しの記録があるために当該預金口座の残高としては1,000万円に満たない記録しかないものであっても，当該合てつ書面は，出資履行書面とすることができます。

1　アウ　　2　アエ　　3　イウ　　4　イオ　　5　エオ

第30問　取締役会設置会社における株式に関する登記に関する次のアからオまでの記述のうち，**正しいもの**の組合せは，後記１から５までのうち，どれか。

ア　株主名簿管理人の設置による変更の登記の申請書には，定款及びその者との契約を証する書面を添付しなければならない。

イ　当該取締役会設置会社が現に２以上の種類の株式を発行している場合において，株式の分割の効力発生と同時に当該株式の分割に係る分割比率を超えない範囲内で発行可能株式総数を増加したことによる変更の登記の申請書には，取締役会議事録を添付すれば，株主総会議事録を添付することを要しない。

ウ　全部取得条項付種類株式の取得と引換えにする株式の交付による変更の登記の申請書には，当該全部取得条項付種類株式につき株券を発行しているときであっても，株券の提出に関する公告をしたことを証する書面を添付することを要しない。

エ　株式無償割当てにより新たに株式を発行した場合における発行済株式の総数が増加したことによる変更の登記の申請書には，株主及び登録株式質権者に対して当該株主が割当てを受けた株式の数を通知したことを証する書面を添付しなければならない。

オ　発行済株式の総数が10万株である場合において，単元株式数を1,000株とする単元株式数の設定による変更の登記の申請は，することができない。

1　アイ　　2　アオ　　3　イエ　　4　ウエ　　5　ウオ

第31問　株式の併合による変更の登記に関する次のアからオまでの記述のうち，**正しいもの**の組合せは，後記１から５までのうち，どれか。

ア　株式の併合による変更の登記の申請書には，登記すべき事項として，変更後の資本金の額も，記載しなければならない。

イ　株式の併合をした場合においては，発行可能株式総数を変更する定款変更決議がなかったときでも，株式の併合による変更の登記の申請と同時に，当該株式の併合に係る併合比率に応じた発行可能株式総数の減少による変更の登記も，申請しなければならない。

ウ　現に２以上の種類の株式を発行している会社は，株式の種類ごとに異なった株式の併合に係る併合比率でした株式の併合による変更の登記の申請をすることができる。

エ　現に２以上の種類の株式を発行している会社は，ある種類の株式と別の種類の株式を併合する内容の株式の併合による変更の登記の申請をすることができる。

オ　株券発行会社がする株式の併合による変更の登記の申請書には，株券の提出に関する公告をしたことを証する書面又は当該株式の全部について株券を発行していないことを証する書面を添付しなければならない。

１　アイ　　２　アエ　　３　イウ　　４　ウオ　　５　エオ

第32問　株式会社の取締役又は代表取締役の変更の登記の申請に関する次のアからオまでの記述のうち，**正しいもの**の組合せは，後記１から５までのうち，どれか。

ア　住居表示の実施により代表取締役の住所に変更があった場合には，代表取締役の住所の変更の登記を申請しなければならない。

イ　取締役を辞任したことにより代表取締役を退任したＡの後任として新たに代表取締役に選定されたＢの代表取締役の就任による変更の登記の申請書には，当該申請書に添付された取締役会議事録にＡが登記所に提出している印鑑と同一の印鑑をＢが押印しているときは，当該議事録に押印した取締役及び監査役の印鑑につき市区町村長の作成した証明書を添付することを要しない。

ウ　代表取締役の就任による変更の登記の申請は，当該株式会社の代表取締役のうち少なくとも１名が日本に住所を有している場合でなければ，することができない。

エ　取締役会設置会社において，退任した取締役であってなお取締役としての権利義務を有する者を代表取締役とする代表取締役の就任による変更の登記の申請は，することができない。

オ　ある取締役に欠格事由が生じた場合でも，これにより定款で定めた取締役の員数に満たないこととなるときは，その後任者が選任されるまで，当該取締役の退任による変更の登記の申請は，することができない。

１　アウ　　２　アエ　　３　イエ　　４　イオ　　５　ウオ

第33問　株式会社の会計監査人の登記に関する次のアからオまでの記述のうち，**誤っているもの**の組合せは，後記１から５までのうち，どれか。

ア　公認会計士である会計監査人の重任による変更の登記の申請書には，当該会計監査人が選任後１年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会において別段の決議がされなかったことにより当該株主総会において再任されたものとみなされた場合であっても，公認会計士であることを証する書面を添付しなければならない。

イ　唯一の会計監査人が辞任した場合にする会計監査人の辞任による変更の登記は，新たに選任された会計監査人(一時会計監査人の職務を行うべき者も含む。)の就任による変更の登記と同時に申請しなければならない。

ウ　監査法人である会計監査人の就任による変更の登記の申請書には，登記すべき事項として，当該監査法人の名称及び当該監査法人が定めた書類等備置場所を記載しなければならない。

エ　監査役会が会計監査人を解任した場合にする会計監査人の解任による変更の登記の申請書には，監査役の全員の同意があったことを証する書面を添付しなければならない。

オ　会計監査人が負う責任の限度に関する契約の締結についての定款の定めを設けた場合には，会計監査人と当該契約を締結していないときであっても，会計監査人の責任の制限に関する定めの設定による変更の登記の申請をしなければならない。

１　アエ　　２　アオ　　３　イウ　　４　イオ　　５　ウエ

第34問　会社が解散したときにする最初の清算人の登記又は清算結了の登記の申請に関する次のアからオまでの記述のうち，当該会社が株式会社である場合又は合同会社である場合の**いずれか一方の場合にのみ該当するもの**の組合せは，後記１から５までのうち，どれか。

ア　会社の定款の定め以外の方法によって清算人が就任した場合において，清算人の登記の申請書に定款を添付することを要しないときがある。

イ　清算人の登記の申請書には，登記すべき事項として，清算人としての氏名又は名称及び住所を記載しなければならない。

ウ　清算人が１名である場合にする清算人の登記の申請書には，当該清算人と解散時の代表取締役又は代表社員とが同一人であるときを除き，清算人の就任承諾書に押印された印鑑につき市区町村長の作成した証明書を添付しなければならない。

エ　定款で定めた解散の事由の発生により会社が解散した場合には，最初の清算人が就任した日から２か月を経過する日より後の日でなければ，清算結了の登記の申請は，することができない。

オ　本店と支店が異なる登記所の管轄区域内にある会社がその本店の所在地において清算結了の登記を申請したときは，その支店の所在地において清算結了の登記を申請することを要しない。

１　アイ　　２　アウ　　３　イエ　　４　ウオ　　５　エオ

第35問　一般社団法人(特例民法法人及び特例民法法人からの移行により設立するものを除く。)の登記に関する次のアからオまでの記述のうち，**誤っているもの**の組合せは，後記1から5までのうち，どれか。

ア　設立の登記の申請書には，定款を添付しなければならない。

イ　存続期間についての定款の定めを廃止したときは，存続期間の廃止による変更の登記を申請しなければならない。

ウ　社員総会の決議により解散した一般社団法人を合併後存続する一般社団法人とする合併による変更の登記の申請は，することができる。

エ　理事会設置一般社団法人における新たな代表理事の就任による変更の登記の申請書には，代表理事の就任承諾書の印鑑につき市区町村長の作成した証明書を添付しなければならない。

オ　社員の資格の得喪に関する定款の定めは，登記事項である。

1　アウ　　2　アエ　　3　イエ　　4　イオ　　5　ウオ